

第94号議案

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成25年12月4日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改め、「得た額」の次に「(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「530円」を「540円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。